

「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画」(素案)パブリック・コメント後の修正点一覧(案)

資料4

| 頁 | 位置 | 素案(旧) | 案(新) | 摘要 |
|-----------------------------|--------|--|--|------|
| 第1部第2章 大阪市のこれまでの取り組みと今後の方向性 | | | | |
| 9 | 下から3行目 | また、それぞれの生活場面で必要な合理的配慮に留意した施策を推進し、 | また、合理的配慮に留意した施策を推進し、 | 文言訂正 |
| 第2部第1章 共に支えあって暮らすために | | | | |
| 19 | 下から5行目 | | 障がい者スポーツや文化活動の振興を通じて、障がいや障がいのある人への理解を深めるよう取り組みを進めます。 | 文言追加 |
| 第2部第2章 地域での暮らしを支えるために | | | | |
| 24 | 2行目 | 平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」を踏まえ、障がいのある人に対する虐待を早期に発見し、適切な対応を行うことができるよう、また未然防止について関係機関が連携して取り組めるよう体制を整備する必要があります。 | 平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」を踏まえ、障がいのある人に対する虐待を早期に発見し、適切な対応を行うことができるよう、また未然防止について関係機関が連携して取り組んでいく必要があります。 | 文言訂正 |
| 第2部第3章 地域で学び・働くために | | | | |
| 57 | 下から5行目 | 小・中学校の特別支援学級に特別支援教育補助員を配置し、個別の支援が必要な児童・生徒の安全確保・指導の充実を図るとともに、小・中学校の通常学級への教育活動支援員の配置及び区のマネジメントによる発達障がいサポーターの配置により、 | 小・中学校では、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」の一層の推進に向け、特別支援教育サポーターを配置し、障がいのある児童・生徒への個別支援等を行うとともに、障がいのない児童・生徒との交流を深め、特別支援教育の充実を図ります。また、区のマネジメントによる発達障がいサポーターの配置により、 | 文言訂正 |
| 第3部 第4期大阪市障がい福祉計画 | | | | |
| 110 | 下から2行目 | 盲ろう者通訳介助者養成事業 | 盲ろう者通訳・介助者養成事業 | 文言訂正 |
| 111 | 8行目 | 盲ろう者通訳介助者養成事業 | 盲ろう者通訳・介助者養成事業 | 文言訂正 |
| 第4部 参考資料 | | | | |
| 115 | 全体 | | パブリック・コメントの結果を追記 | 文言訂正 |